

日本橋区間地下化事業
契約手続等説明会

本日の説明内容

(1)事業概要

(2)契約手続

(3)競争参加資格および技術提案

上記について、本日時点での(案)をご説明するものです。

本日の説明内容

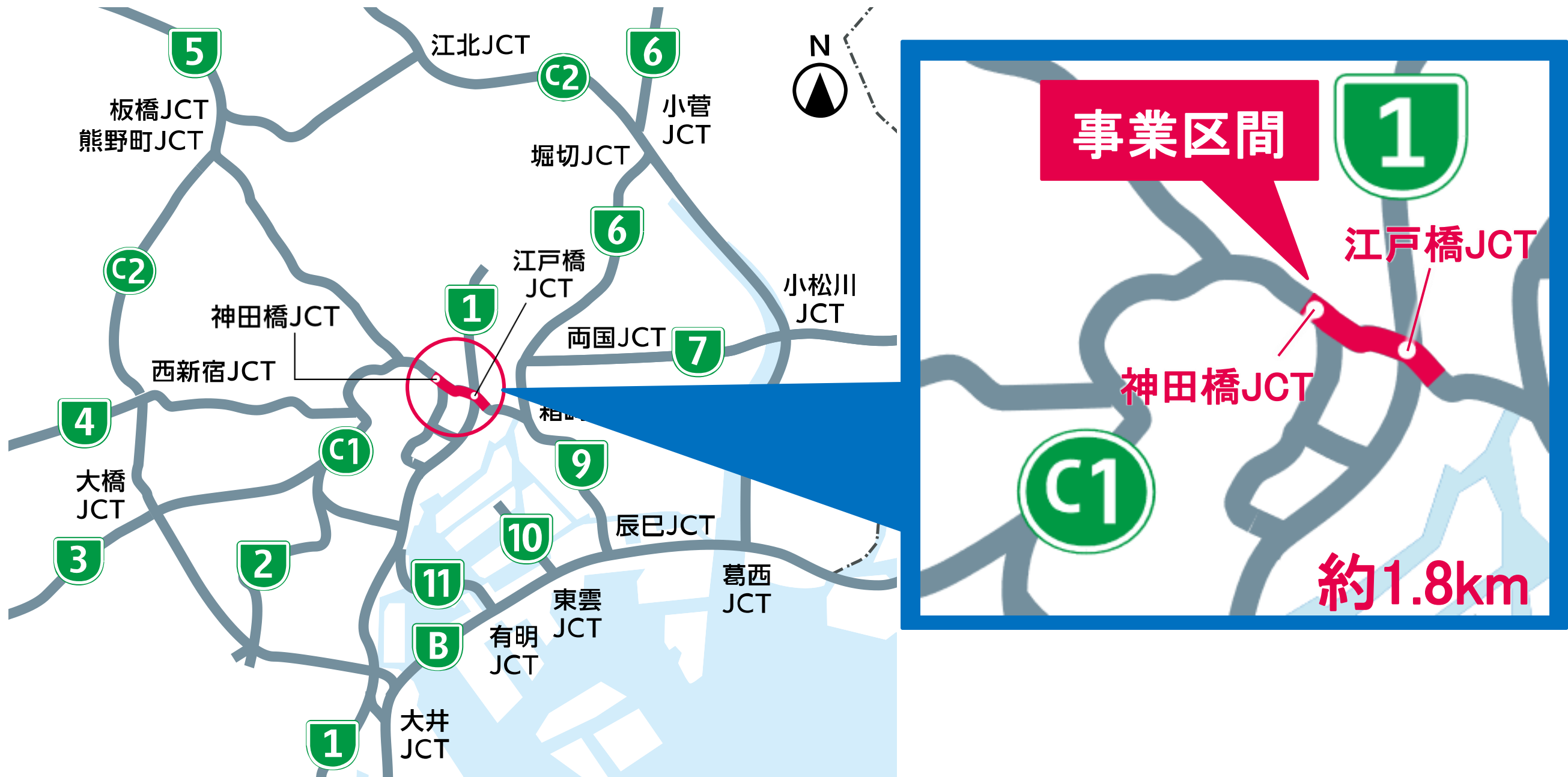
(1)事業概要

(2)契約手続

(3)競争参加資格および技術提案

上記について、本日時点での(案)をご説明するものです。

日本橋区間地下化事業の概要



首都高速道路ネットワーク図

- 開通から50年以上が経過
- 1日あたり約10万台の自動車交通

老朽化と過酷な使用状況による損傷が発生

長期の
安全・安心を
確保

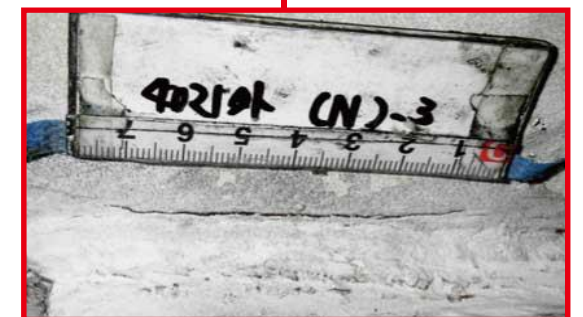
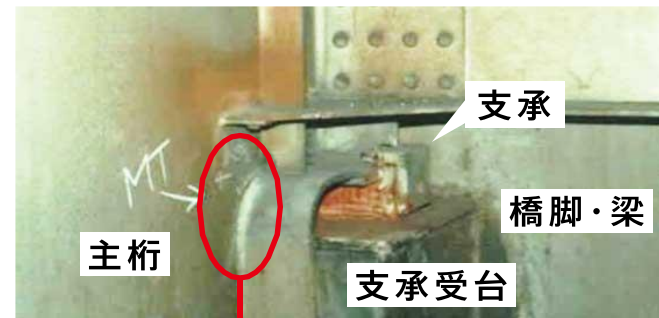
大規模更新
(造り替え)

鋼桁の接続部（切欠き部）

支承部の疲労き裂

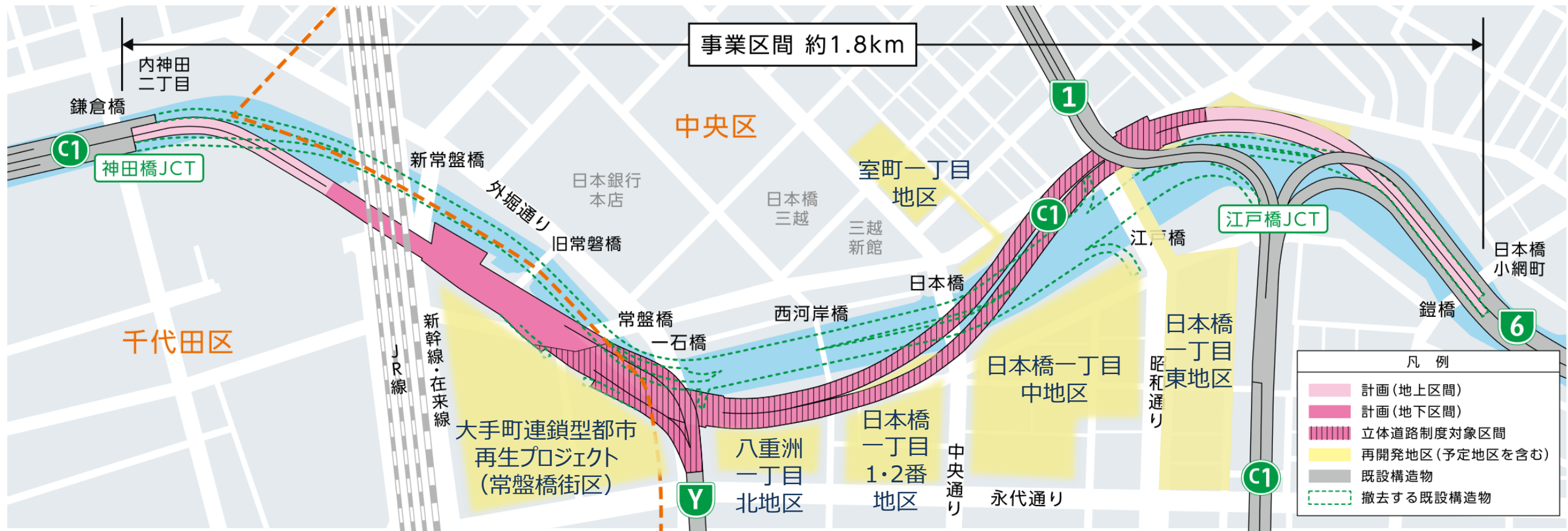


コンクリート床版の
亀甲状ひび割れ



き裂の進展を抑制するため応急補修を実施済

- 日本橋川周辺は**新しいまちづくり**が始まる
- **再開発プロジェクトと連携し、地域の魅力向上に貢献**



再開発の計画は現時点の情報を基に作成したものです。

中央通り周辺の景観 before



after



※再開発の計画は現時点の情報で作成したイメージです。

日本橋川上の景観 before

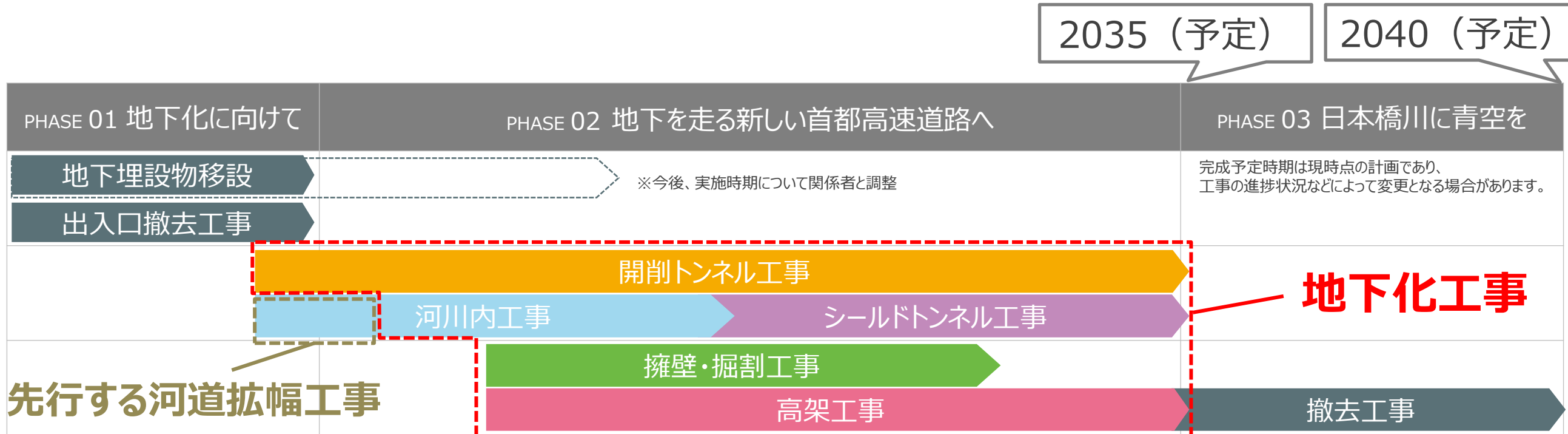


after



※再開発の計画は現時点の情報で作成したイメージです。

日本橋区間地下化事業の概要



各工事の概要(案)

工事名： (負) 一石橋歩道橋設置及び河道拡幅工事

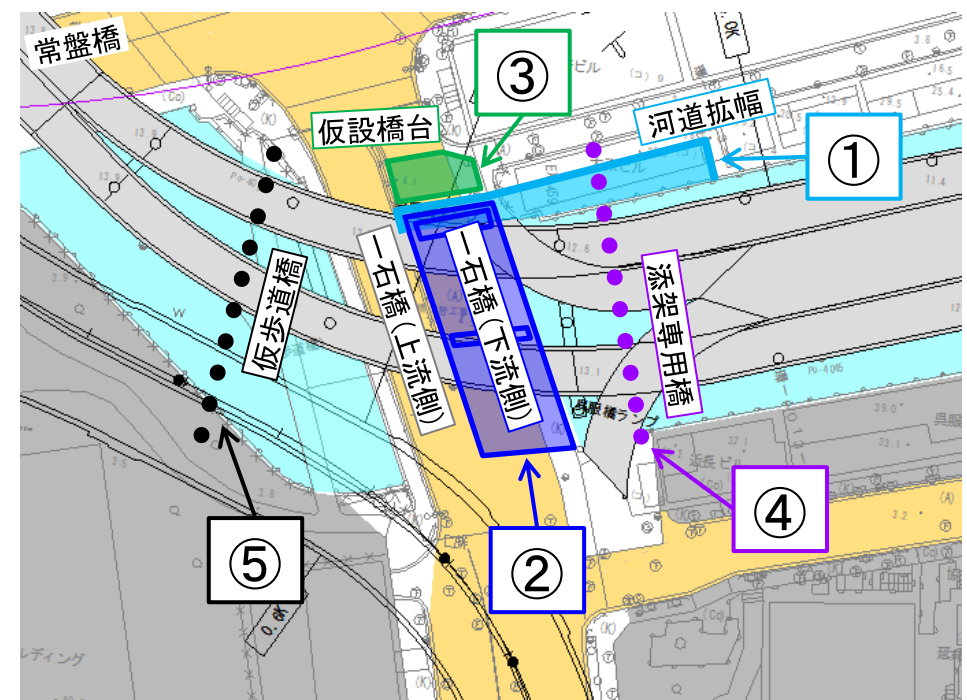
工事場所： 東京都中央区八重洲一丁目付近から東京都千代田区大手町二丁目付近まで

工事内容： 下記の「実施設計もしくは修正設計」及び「工事」

- ①河道拡幅工(鋼管矢板護岸工) 約70m
- ②一石橋撤去工 (左岸側既設橋台 1基、中間橋脚 1基、既設上部工 約50m)
- ③一石橋左岸仮設橋台 1基
- ④添架専用橋設置工 約55m
- ⑤仮歩道橋設置工 約50m

工事期間： 工事の契約締結日の翌日から約64ヶ月間 (2027年度4/四半期までを予定)

【工事範囲図】



各工事の概要(案)

工事名：(改負) 高速都心環状線(日本橋区間) 常盤橋地区トンネル工事

工事場所：東京都中央区八重洲一丁目付近から東京都千代田区大手町二丁目付近まで

工事内容：下記の「実施設計※」及び「工事」

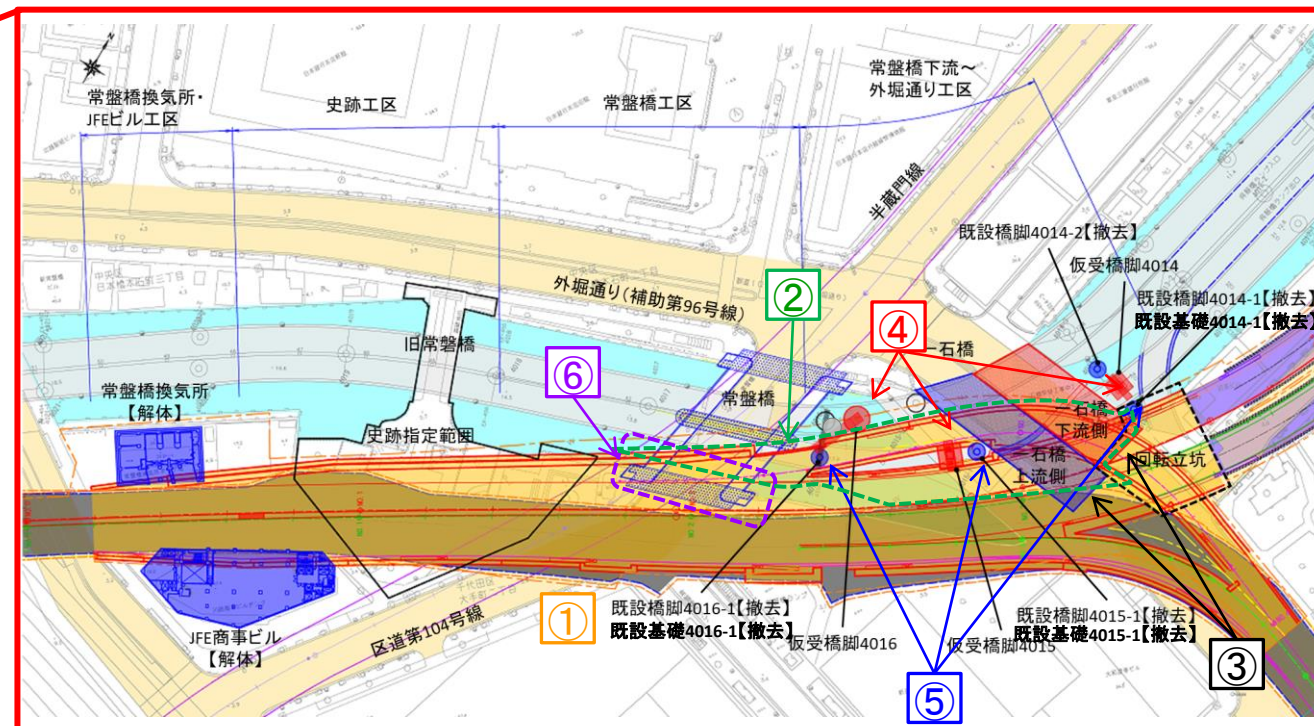
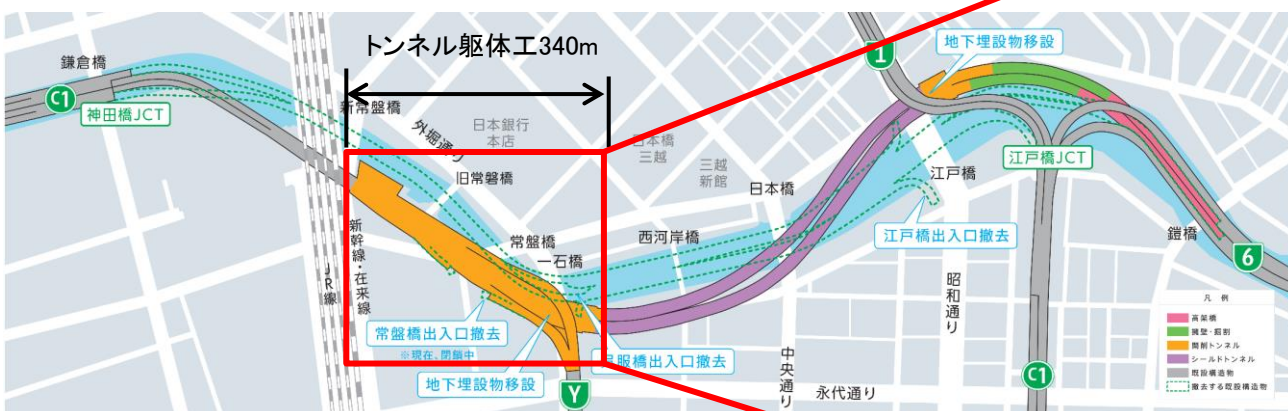
- ① トンネル躯体工(回転立坑含む) 340m
- ② 河床防護工 3,500m²
- ③ 一石橋仮設架替え工 1式
- ④ 橋脚受替工(鋼製橋脚 3基)
- ⑤ 既設都心環状線橋脚撤去工 4基、基礎撤去工 3基
- ⑥ 常盤橋先受工(アンダーピニング工法) 1式

※契約手続き期間中の
実施設計契約では
設計範囲を限定して実施

工事期間：【実施設計の履行期間】 設計契約締結日の翌日から約12ヶ月間(2023年度3/四半期までを予定)

【工事の工期】 工事契約締結日の翌日から2039年3月31日まで

【工事範囲図】



各工事の概要(案)

工事名：(改) 高速都心環状線（日本橋区間）シールドトンネル工事

工事場所：東京都中央区小網町付近から東京都中央区八重洲一丁目付近まで

工事内容：下記の「実施設計※」及び「工事」

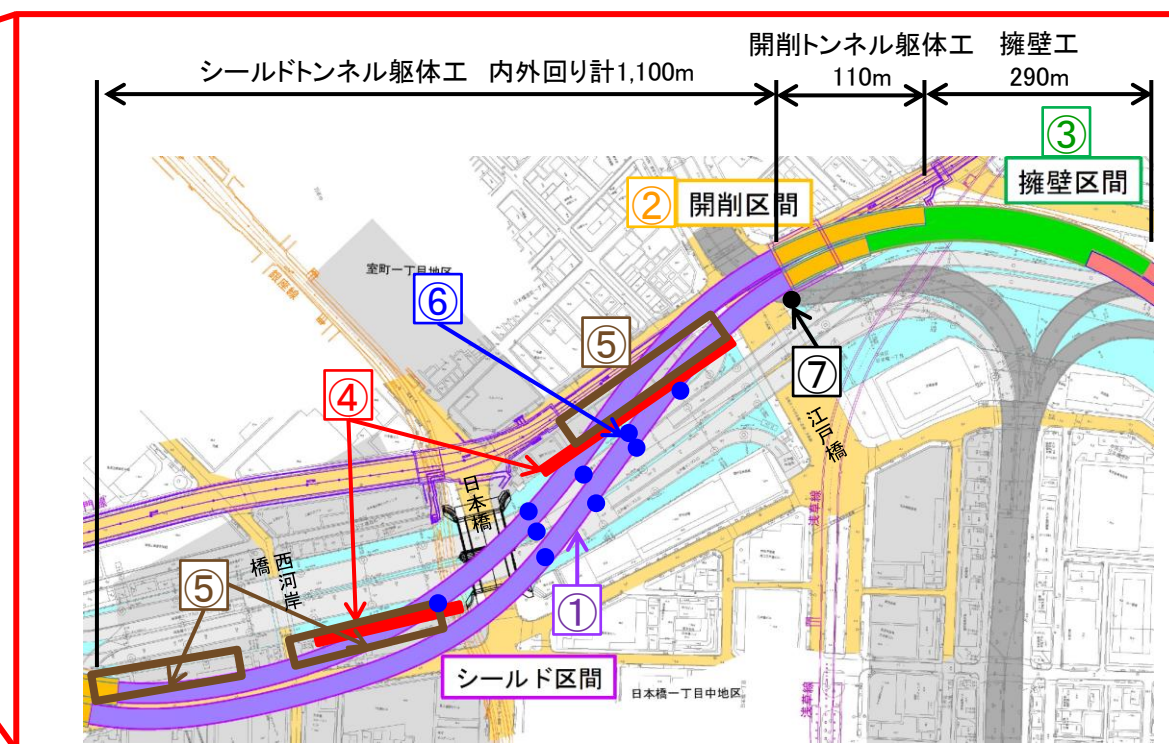
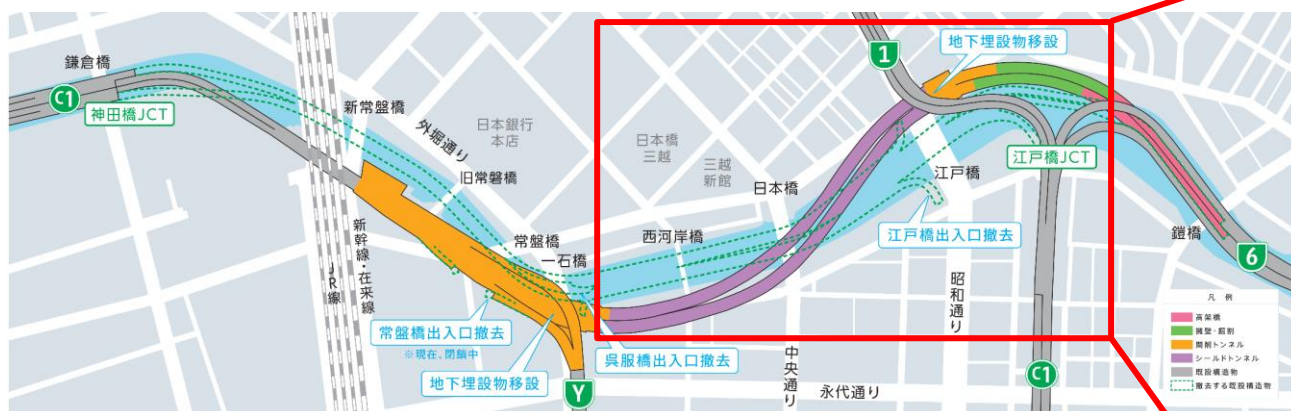
- ①シールドトンネル躯体工 1,100m(内・外回り計)
- ②開削トンネル躯体工 110m
- ③擁壁工 290m
- ④護岸改修工（左岸および右岸 各1箇所）
- ⑤建物基礎撤去工 3箇所
- ⑥都心環状線基礎撤去工 9基
- ⑦上野線基礎撤去工 1基、 仮受け基礎撤去工 1基

※契約手続き期間中の
実施設計契約では
設計範囲を限定して実施

工事期間：【実施設計の履行期間】 設計契約締結日の翌日から約7ヶ月間（2023年度3/四半期までを予定）

【工事の工期】 工事契約締結日の翌日から約121ヶ月間（2033年度4/四半期までを予定）

【工事範囲図】



各工事の概要(案)

工事名：(改) 高速都心環状線(日本橋区間) 高速6号向島線接続地区上部・橋脚・基礎工事

工事場所：東京都中央区日本橋一丁目付近から東京都中央区日本橋小網町付近まで

工事内容：下記の「実施設計※」及び「工事」

①上部工(附属物含む) 鋼床版箱桁橋梁 約460m(内・外回り計)

②既設橋脚改築工 1基

③新設橋台 2基、新設橋脚(橋脚・基礎工 1基)

④う回路上部工(附属物含む) 鋼床版箱桁橋梁他 約390m(内・外回り計)

⑤う回路橋脚(橋脚・基礎工 4基)

⑥江戸橋JCT受替橋脚(橋脚・基礎工 1基)、橋脚撤去工 1基(既設橋脚)

⑦上野線受替橋脚(橋脚・基礎工 2基(仮設・本設橋脚))、橋脚撤去工 2基(既設・仮設橋脚)

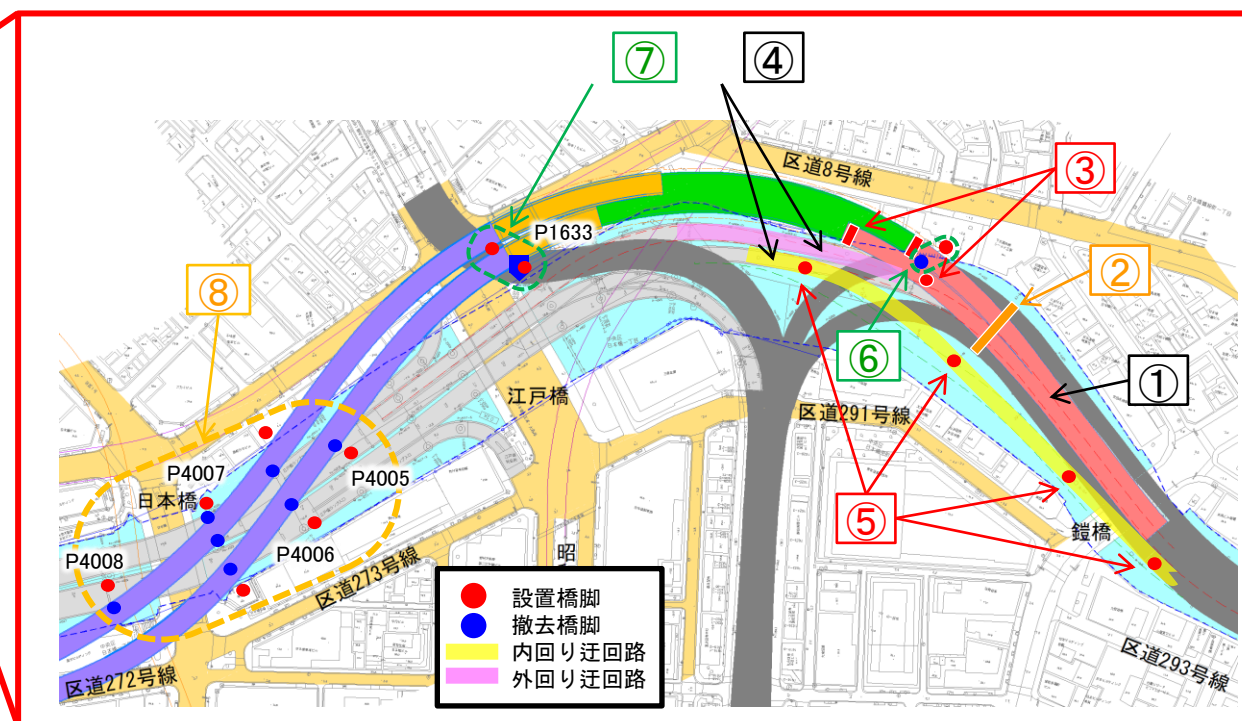
⑧都心環状線仮受橋脚(橋脚工 4基・基礎工 6基)、橋脚撤去工 4基(既設橋脚)

※契約手続き期間中の実施設計契約では設計範囲を限定して実施

工事期間：【実施設計の履行期間】 設計契約締結日の翌日から約8ヶ月間(2023年度2/四半期までを予定)

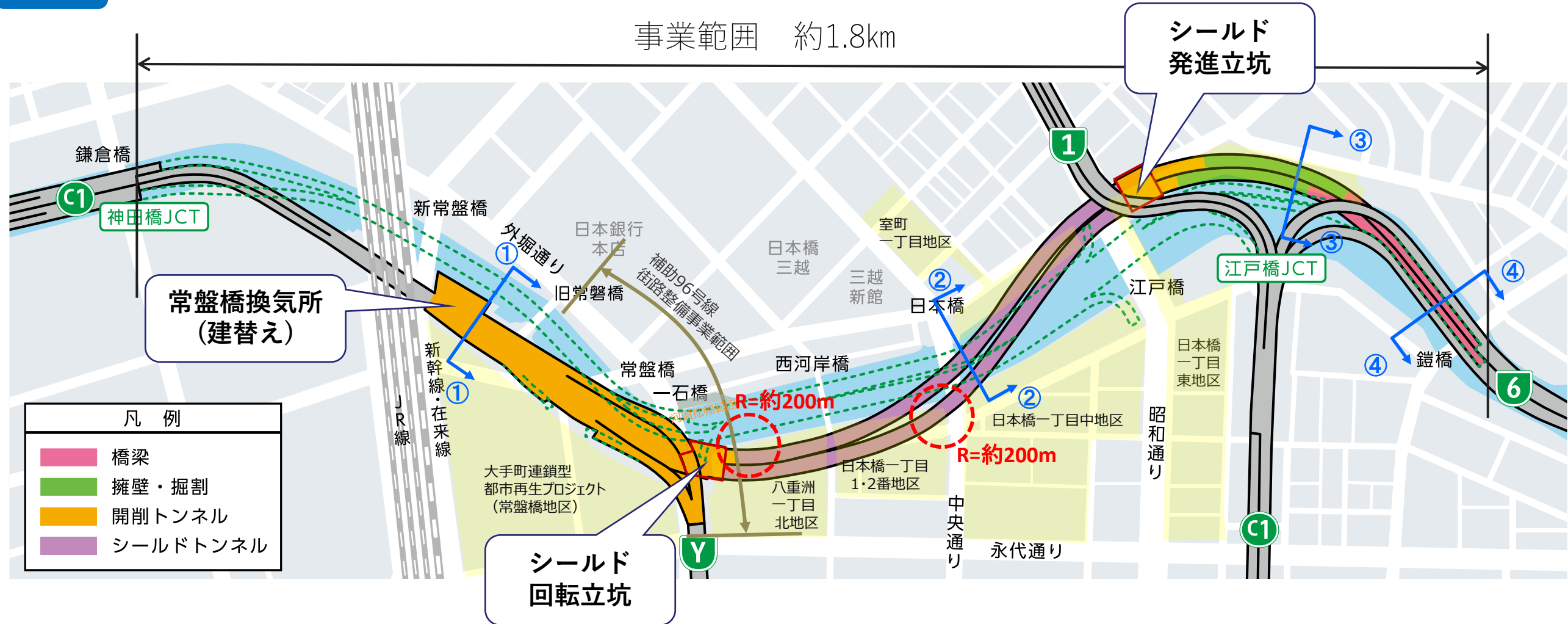
【工事の工期】 工事契約締結日の翌日から約147ヶ月間(2035年度4/四半期までを予定)

【工事範囲図】

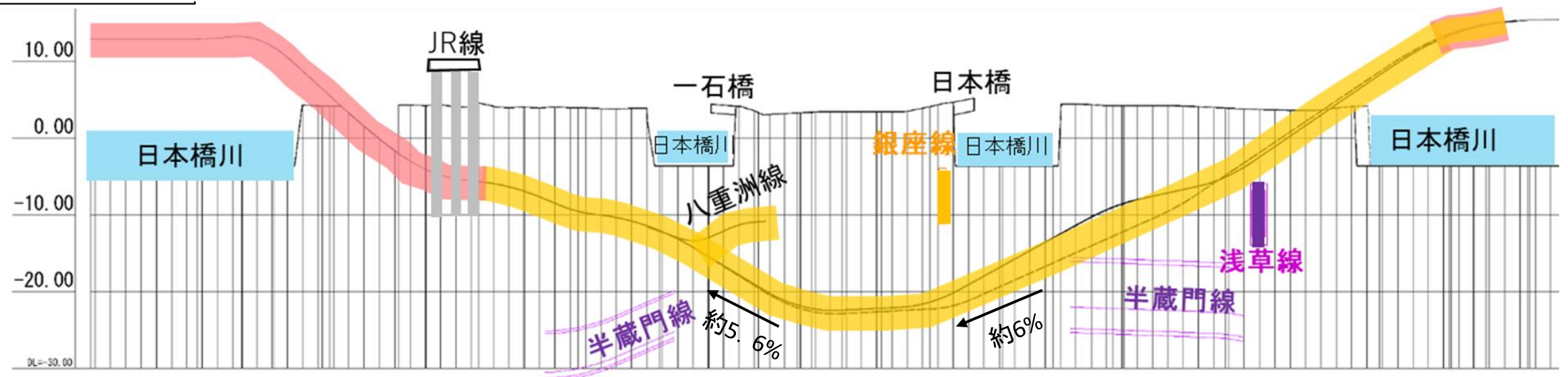


概略線形条件(案)

平面図

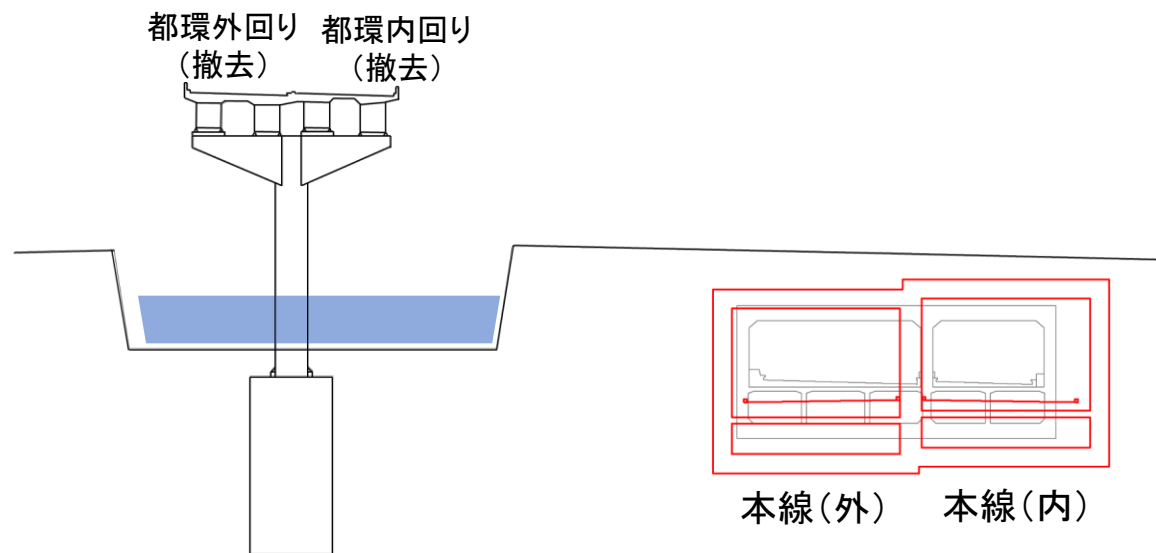


縦断図

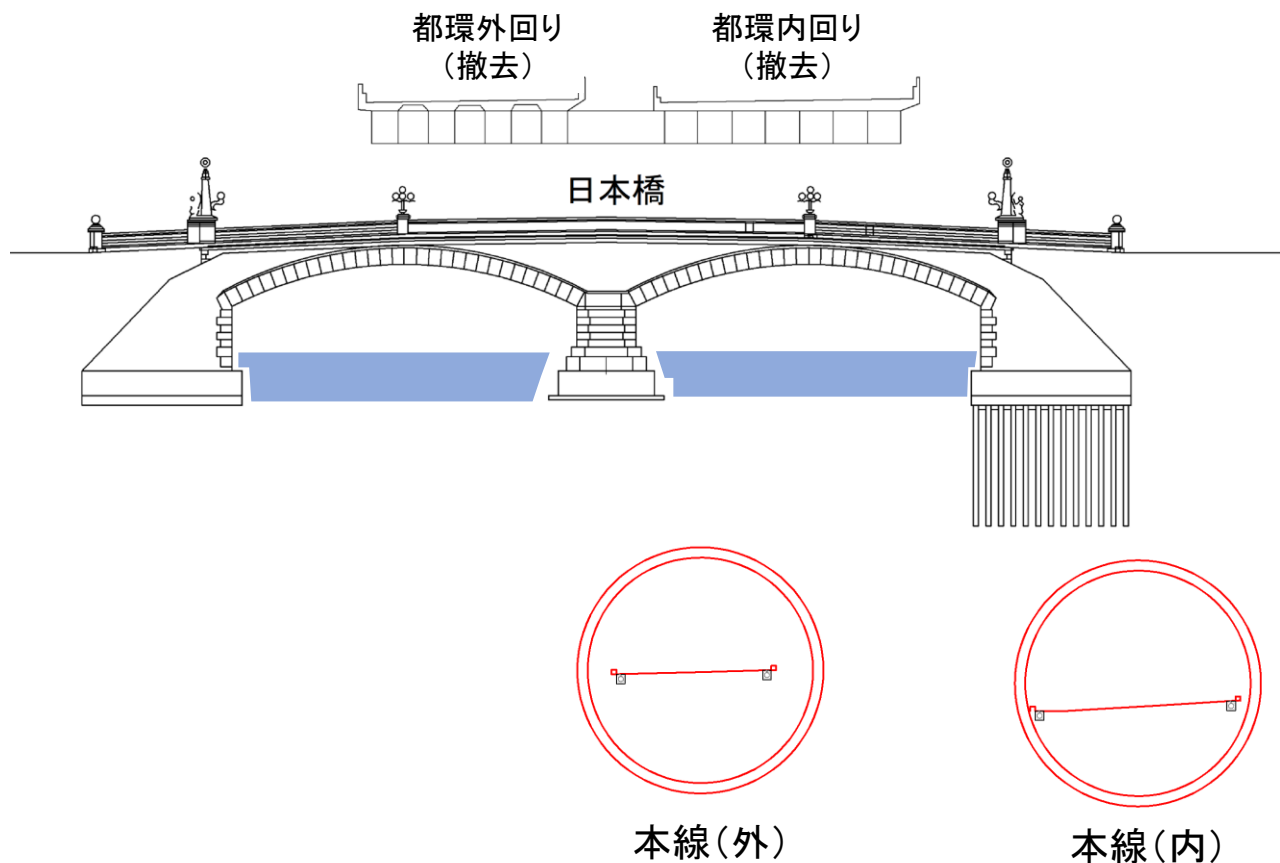


標準断面図(案)

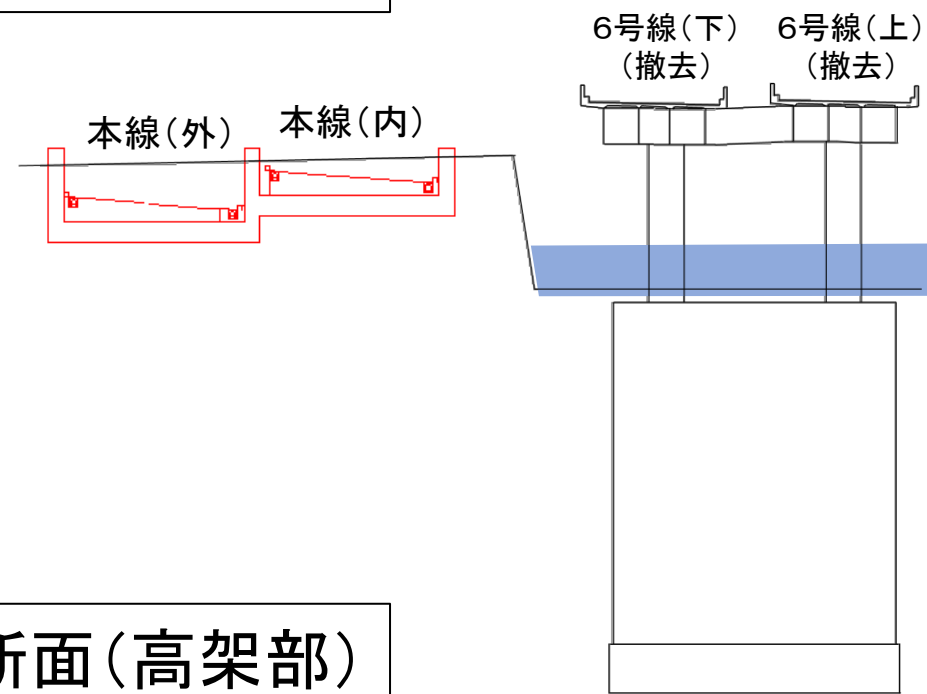
① 断面(開削部)



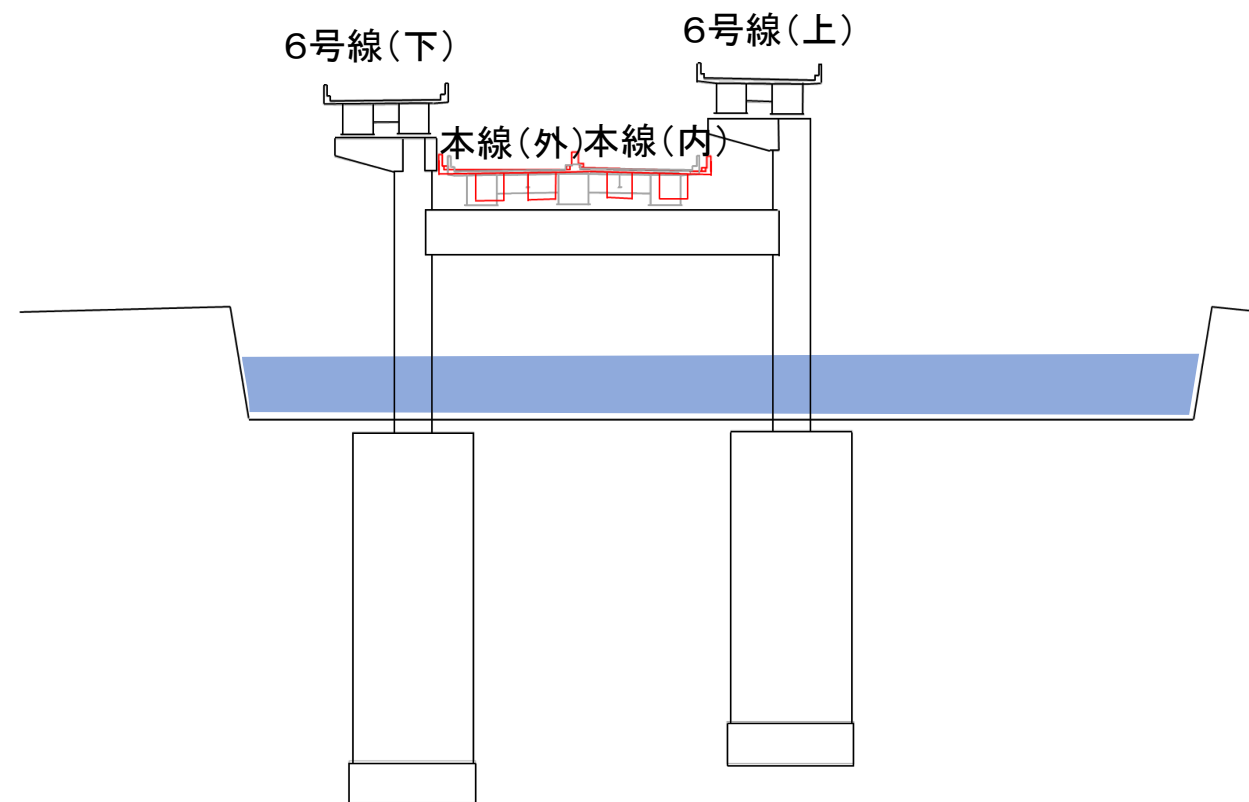
② 断面(シールド部)



③ 断面(擁壁部)



④ 断面(高架部)



概略工事工程(案)

【概略工事工程】

工事件名	工種	年度														
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
(負) 一石橋歩道橋設置及び河道拡幅工事	仮歩道橋設置	■	■													
	河道拡幅		■	■												
	下流側上下部撤去		■	■												
	仮橋下部工			■	■											
	添架管橋				■	■	■									
(改負) 高速都心環状線 (日本橋区間) 常盤橋地区トンネル工事	既設建物撤去		■	■	■											
	仮受け橋脚			■	■	■	■	■	■	■						
	一石橋架替え			■	■	■	■	■	■							
	河床防護				■	■	■	■	■	■						
	トンネル仮設工			■	■	■	■	■	■	■						
	躯体工					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	河床防護復旧											■	■	■	■	■
(改) 高速都心環状線 (日本橋区間) シールドトンネル工事	トンネル仮設工		■	■	■	■	■	■								
	躯体工				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
	既設橋脚撤去				■	■	■	■	■	■						
	護岸改修					■	■	■	■	■						
	シールド工								■	■	■	■	■			
(改) 高速都心環状線 (日本橋区間) 高速6号向島線接続地区 上部・橋脚・基礎工事	仮受け橋脚・基礎		■	■	■	■	■	■	■	■						
	迂回路橋脚・基礎		■	■	■	■	■	■	■	■						
	迂回路上部工架設						■	■	■	■						
	既設補強		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	既設上部工撤去									■	■	■	■	■	■	■
	接続部上部工架設										■	■	■	■	■	■

本日の説明内容

(1)事業概要

(2)契約手続

(3)競争参加資格および技術提案

上記について、本日時点での(案)をご説明するものです。

日本橋区間地下化事業の特徴と契約方式検討の留意点

各工事（※）の契約方式の検討にあたり、特徴と留意点を以下のとおり整理する。

日本橋区間地下化事業の特徴は大きく以下が挙げられる。

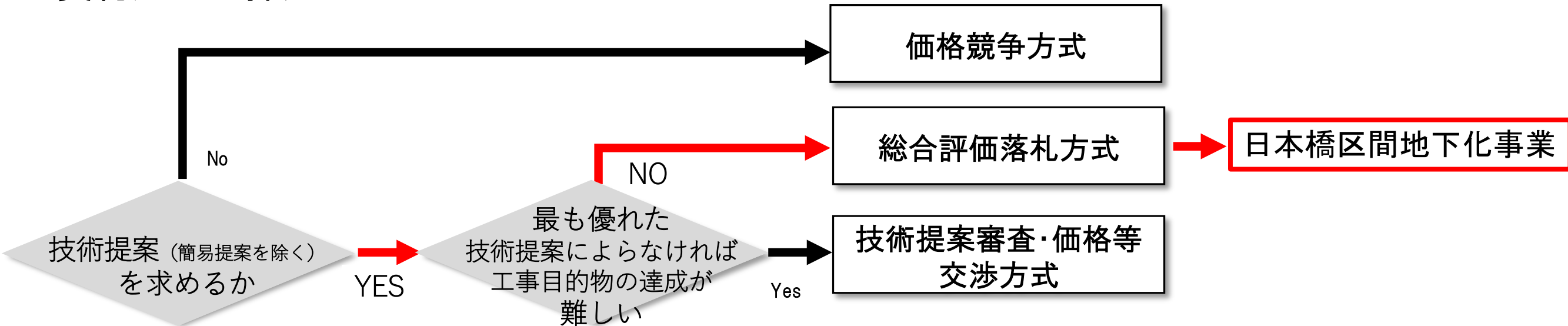
- ・複数の周辺再開発事業と連動した施工となり、これまで以上に施工制約が厳しい
- ・民間プロジェクト（公共貢献）による資金投入があり、事業費管理が重要

特徴から留意点を整理

- (1) 類を見ない制約条件での施工
- (2) 綿密な工程調整
- (3) 幅広くコストとバランスを踏まえた最適な技術提案の採用
- (4) 類似工事の実績が乏しい施工条件下での施工実現性の確認
- (5) 設計変更協議の円滑化と大幅な設計変更に対する事前対策

※3つの工事が対象。「（負）一石橋歩道橋設置及び河道拡幅工事」については、既存の契約方式により契約手続き予定

■契約方式の採用フロー



- 日本橋区間地下化事業の特徴と留意点から、契約方式を検討するにあたり、首都高速道路の発注における選定方法や国交省の技術・提案交渉方式の運用ガイドラインの考え方等を参考に、落札者の選定方法は、総合評価落札方式を採用
- 日本橋区間地下化事業は、多くの制約条件があることから、事業目標を達成するために民間企業の施工ノウハウの活用が不可欠であり、技術提案を求めることが必要
- 技術提案においては、工事目的の達成には様々な構造および施工法が想定される中で、各工種に対して技術提案を評価した場合、技術評価点が僅差となった場合でも特定工種の優れた技術提案を幅広く採用できる可能性が排除されないように、2者と実施設計を行う総合評価落札方式を採用

施工者が設計した成果を技術審査・評価する新たな総合評価落札方式
(**技術選抜設計承認方式**)を試行的に実施

契約手続概要

各工事の契約方法、手続きの概要については、下記を想定している。

■契約方式

- 「技術選抜設計承認方式」の試行対象工事

■技術提案の範囲

- 工事目的物の構造及び施工法を含んだ指定する範囲

■業務規模及び参考額の提示

- 公示時に「実施設計の業務規模」及び「工事の参考額」を説明書に明示
- 実施設計の業務規模：実施設計の規模の目安
- 工事の参考額：技術提案に際しての工事の規模の目安

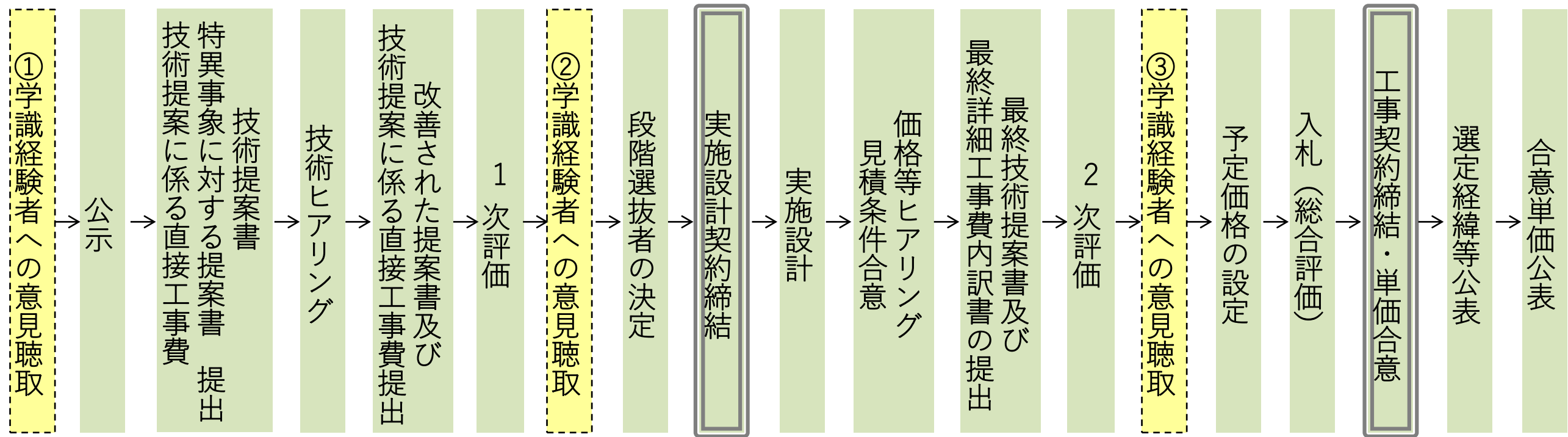
■その他

- 「総価契約・入札単価合意方式」の対象工事
- 「契約後VE方式」の対象工事
- 基本条件図書等で示される要件を満たし、適正と認められた最終技術提案書を提出した技術提案者に改善された技術提案書の作成費の一部を支払う
- 工事契約前の実施設計は、段階選抜者から見積りを取得のうえ、予定価格を設定する
- CIM対象工事
- キャリアアップシステム試行工事

契約手続きの基本的な流れ

本事業の契約手続きの基本的な流れについては、下記を想定している。

「技術選抜設計承認方式」手続きの基本フロー

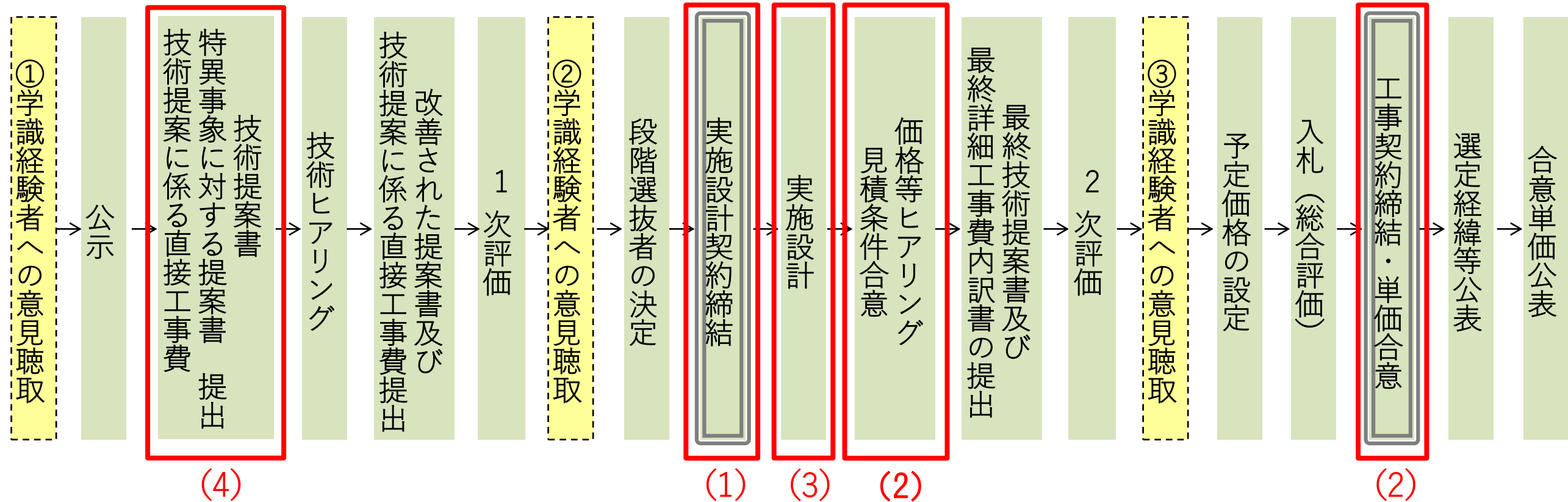


契約手続きの基本的な流れ

- (1) 競争参加資格者より技術提案書、特異事象に対する提案書、技術提案に係る直接工事費を提出
- (2) 技術提案内容に係る技術ヒアリングを実施
- (3) 技術ヒアリングの結果を踏まえて、改善された提案書、技術提案に係る直接工事費を提出
- (4) 技術審査・評価を行い、技術評価点が高い2者を選定（以下、「段階選抜者」という。）
- (5) 段階選抜者と実施設計契約を締結
- (6) 段階選抜者による実施設計の結果に基づき、価格等ヒアリングを実施（見積条件合意書を締結）
- (7) 段階選抜者より最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出
- (8) 技術審査・評価を行い、予定価格の範囲内で有効な入札をした段階選抜者に対し総合評価を行い、工事の契約の相手方を決定

既存の総合評価落札方式に対する契約手続きの改善案の検討

日本橋区間地下化事業は、既存の総合評価落札方式を基に改善し、新たな総合評価方式（技術選抜設計承認方式）を適用



(1) 適切な技術提案の履行確認を可能とする工夫

- ・ 契約手続きの中で、競争参加者の負担を最小限に抑えつつ、適切な技術提案の履行を確認するために、段階選抜者2者と実施設計を実施
- ・ 実施設計の成果を踏まえた評価をすることで、事業推進に貢献できる技術を引き出すことが可能
- ・ 技術提案を受けた工種に対しては、段階選抜者が持つ施工ノウハウや技術を最大限に活用できるよう、工事契約前に設計承認を行い、段階選抜者が実施した実施設計内容を施工に反映できる設計と施工が一括となる方式

(2) 条件変更による設計変更協議を円滑化する工夫

- ・ 見積条件を合意することで、受発注間の認識を共有
- ・ 工事契約締結後に、見積条件を合意した工種に対し、自動的に個別単価合意することで、設計変更協議が円滑化

(3) 受発注者の負担を軽減する工夫

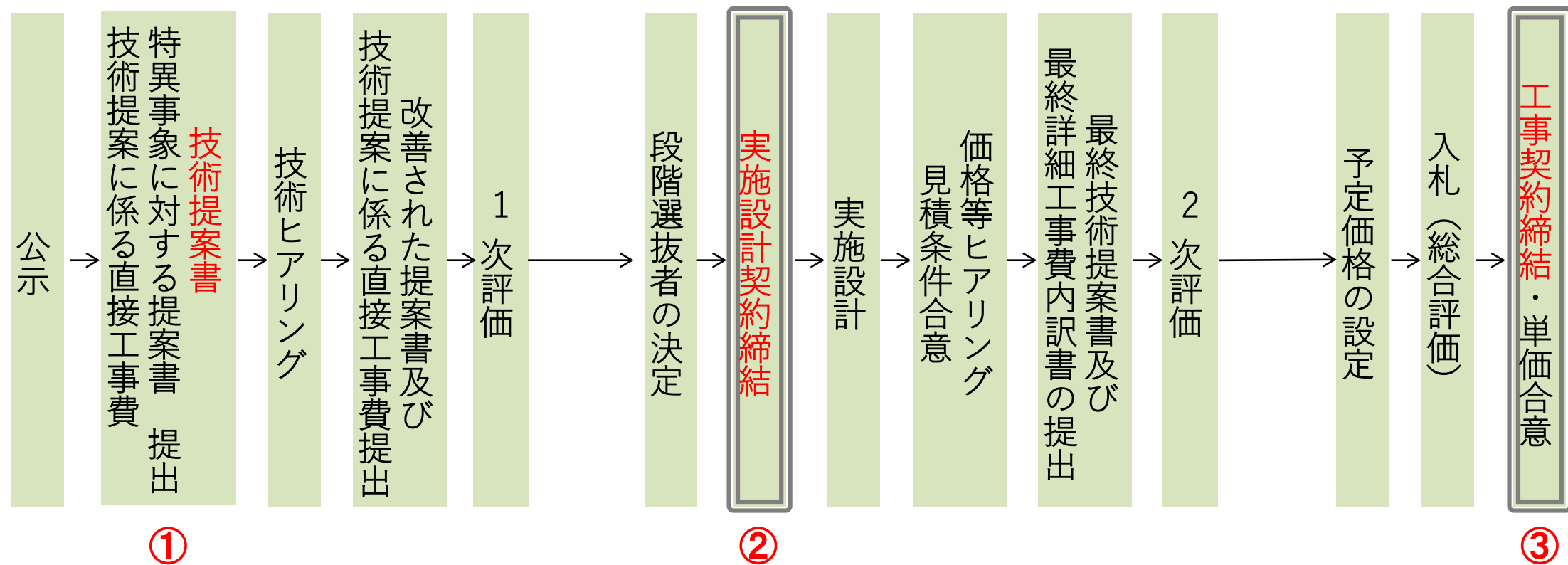
- ・ 工事契約前の実施設計においては、競争する上での最小2者とし、設計内容を限定的に定めて行うことで、受発注者間の負担軽減および適切なタイミングで設計業務を履行することが可能

(4) 特異事象に対する迅速な対応を可能とする工夫

- ・ 特異事象発生時の対策工に関し、あらかじめ施工方法や施工単価を定めておくことで、設計変更協議の円滑化や予算管理の精度を向上

(1) 適切な技術提案の履行確認を可能とする工夫

競争参加者の負担を最小限に抑えつつ、適切な技術提案の履行確認を行うため、設計時期は、3段階を想定している。



①技術提案書提出における構造性の確認 (概算設計相当)

技術提案書の一部の項目において、技術提案の構造成立性を確認するために、概算設計相当の設計レベルを求める。

②工事前実施設計

段階選抜者の決定後、選定された2者と実施設計を行う。

なお、実施設計費用は、段階選抜者から提出される設計業務費見積書を参考に予定価格を発注者が設定する。段階選抜者は実施設計見積書をその後提出し、予定価格の制限の範囲内であった場合に契約する。

③工事契約後実施設計

工事契約後、工事前実施設計以外の項目について実施設計を行う。

(2) 条件変更による設計変更協議を円滑化する工夫

条件変更が生じた場合、請負代金額の変更があった場合の協議を円滑に行うために、見積条件を合意することを目的として以下のように価格等ヒアリングを実施する。

- ①価格等ヒアリングは、段階選抜者から提出される見積条件の妥当性を確認すること及び発注者が指定する工種の見積条件※合意を目的として実施するものとする。
- ②発注者は、段階選抜者選定時に、段階選抜者に対して見積条件合意工種を指定する。なお、見積条件合意工種は段階選抜者との実施設計の成果によって変更の可能性はある。
- ③見積条件合意工種の内容について、提出された見積りおよび見積条件の確認を行い、施工条件等の相違がある場合には、段階選抜者は見積条件の見直しを行う。
- ④見積条件の内容を変更する場合は、段階選抜者は速やかに修正された見積りを提出する。
- ⑤見積条件合意工種は、見積条件が発注者と段階選抜者で相違ないと判断された場合に、見積条件を合意し、ヒアリングを終了する。

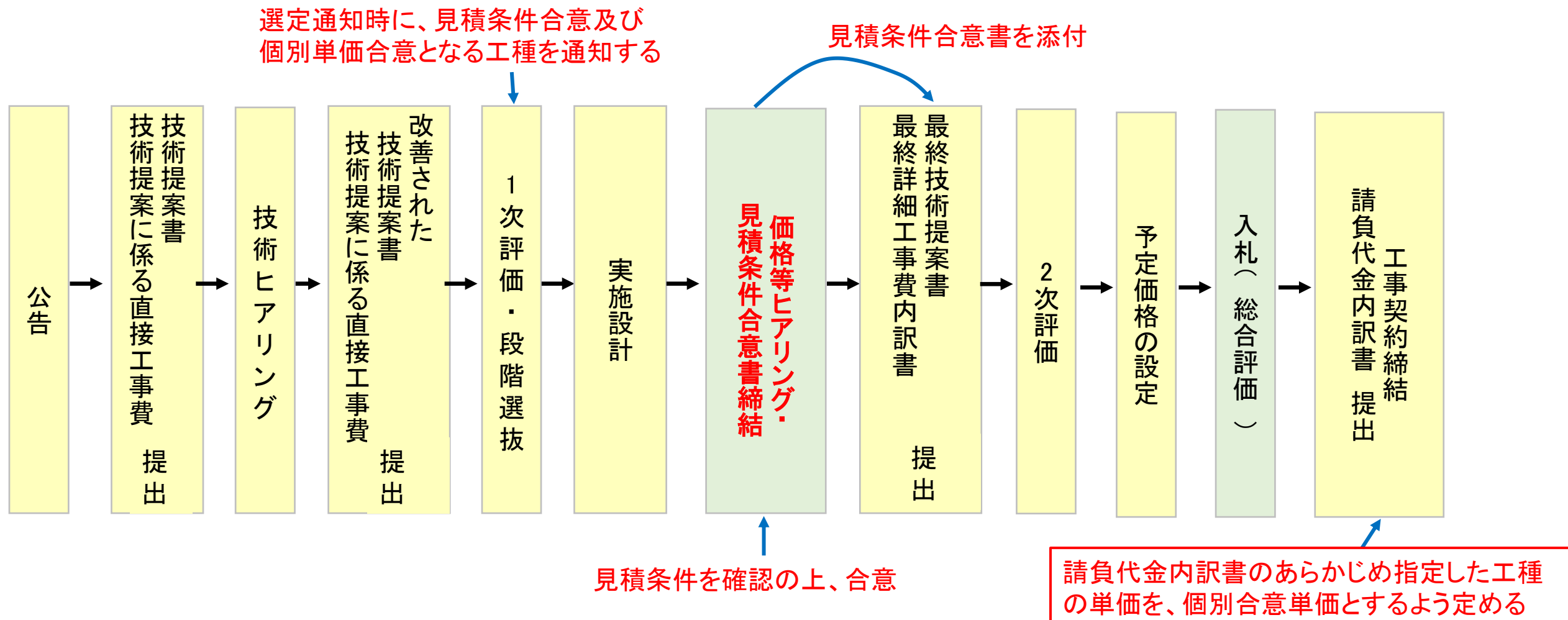
※見積条件とは、発注者が指定する工種に対する見積りを算出する条件を指す

(2) 条件変更による設計変更協議を円滑化する工夫

条件変更が生じた場合、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払に伴う協議の円滑化や合意単価を公表することによる透明性の向上を図ることを目的として、工事契約時に提出された請負代金内訳書に記載された単価（工種はあらかじめ指定）を個別に単価を合意する。

■ 契約フローにおける関連手続き

- 1) 段階選抜者の選定通知書送付と同時に、見積条件合意書及び個別単価合意となる工種を通知
- 2) 価格等ヒアリング時に見積条件合意書を締結。最終技術提案書提出時に合意書を添付しなければ、技術提案の評価をしない（提出の義務付け）。
- 3) 工事契約後に提出された請負代金内訳書に記載される単価を自動的に個別合意単価とする。



(3) 受発注者の負担を軽減する工夫

技術者不足等の課題がある中で、受注できない可能性がある長期間の設計業務は、競争参加者への負担が大きいことから、競争参加者の負担を最小限とするために、工事契約前の実施設計は、以下の通り実施する。

- ①段階選抜者は、競争参加者の負担を軽減することを目的とし、競争入札を行うために必要な最小となる2者と実施する。
- ②工事契約前の実施設計は、段階選抜者の負担軽減と適切なタイミングおよび限られた期間で必要な実施設計業務の履行を目的とし、実施設計範囲を関係機関協議が要する範囲等、限定的に定めて行う。
- ③工事契約前に実施する設計業務に係る費用は、各者の設計業務見積書を参考に予定価格を設定し、適正な価格で契約することで、競争参加者の負担を軽減する。

(4) 特異事象に対する迅速な対応を可能とする工夫

特異事象に対する提案の提出から施工方法および単価の合意までの流れについては、下記を想定している。

特異事象に対する提案とは、別紙「特異事象に対する条件書」に記載する発注者が設定した不確定事象に対して、大幅な工事費の増嵩または工程遅延を低減することができる対策の提案を行うものである。

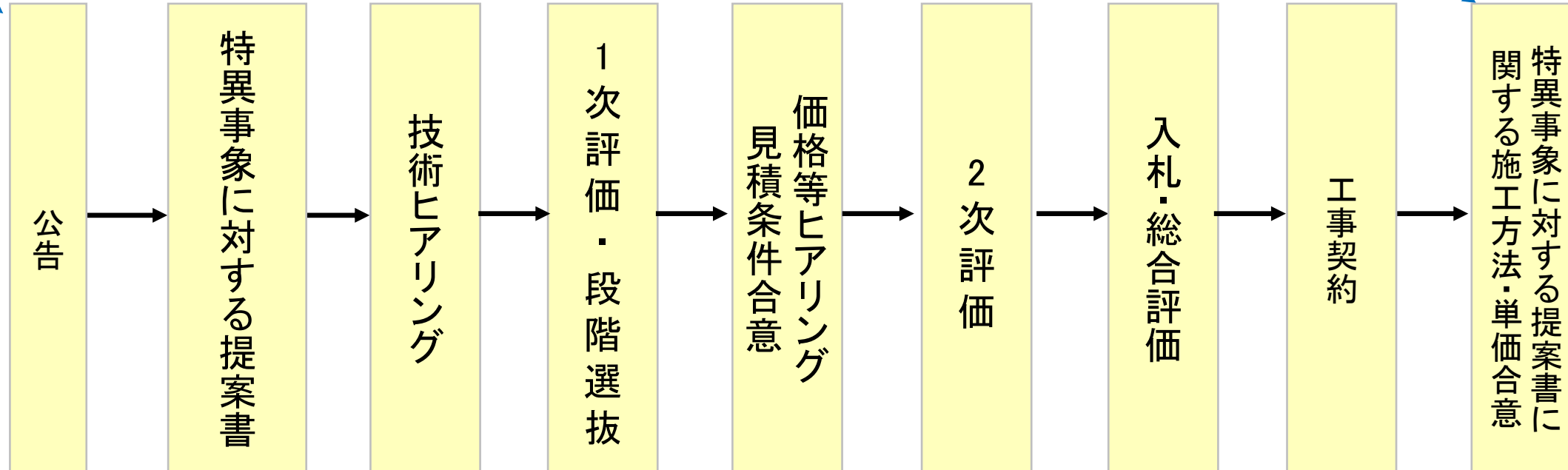
特異事象に対する施工に対し、工事契約後速やかに、施工方法を協議し、単価を合意しておくことで、設計変更協議の円滑化や予算管理の精度向上を図ること目的としている。

- ① 基本条件図書とは別に、特異事象に対する条件書を提示
- ② 技術提案書とは区別して履行義務のない参考工法として提案を受領
- ③ 技術評価の対象として加点し、価格等ヒアリング時には見積条件を合意
- ④ 工事契約後に、施工方法を合意し、同時に単価も合意

①特異事象に対する条件書を提示
(支障物への対応等、現場条件の変更等に起因するもの)

③見積条件の合意

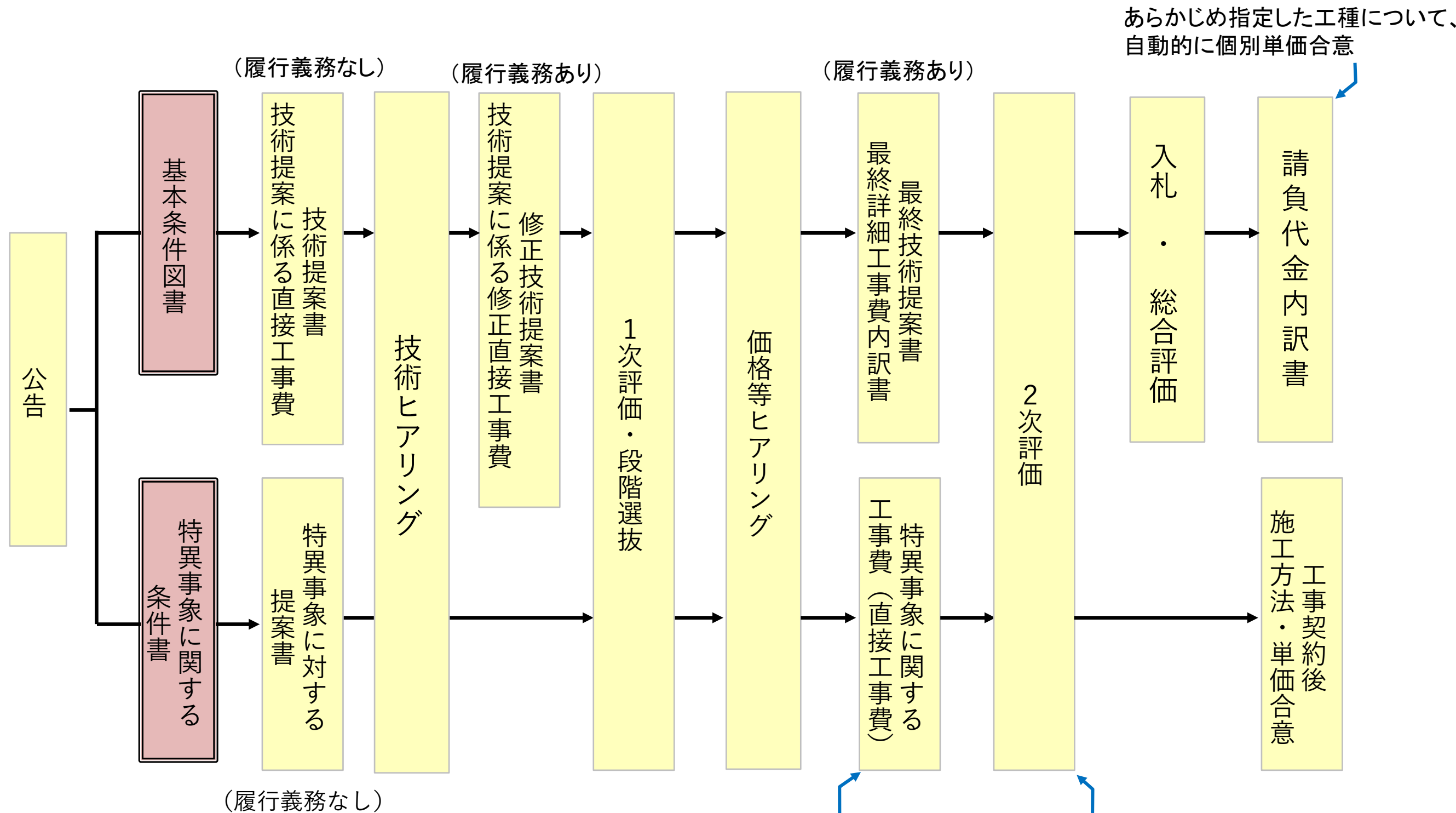
④施工方法を合意と
同時に単価を合意



②技術提案を評価

(4) 特異事象に対する迅速な対応を可能とする工夫

技術提案書と特異事象に対する提案書の取扱い比較については、下記を想定している。

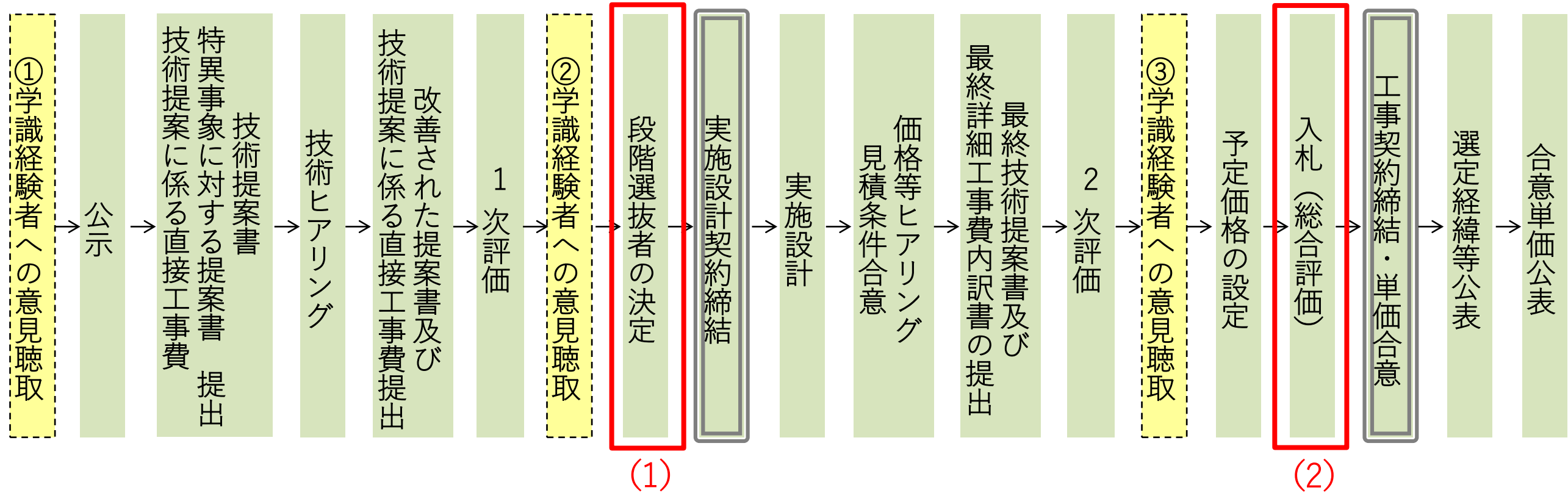


特異事象に関する技術提案は、2次評価では経済性の観点でも評価するため、工事費を提出

特異事象に関する提案書は、技術評価点で加点

落札者の決定方法

各工事における落札者の決定方法は、下記を想定している。



(1) 段階選抜者の決定

段階選抜者の選定方法は、改善された技術提案書に対して、技術評価点を算出し、上位の者から順に最大2者を段階選抜者として選定する。なお、2番目の1次評価点が同一の者が2者以上あるときは、くじ引きにより2者目の段階選抜者を決定する。

(2) 総合評価（落札者の決定）

最終技術提案書に対して、技術評価点を算出し、予定価格の制限の範囲内における入札金額から得られる価格評価点を加算して得られる数値が最も高い者を落札者として決定する。

予定価格および2次評価点等の設定

各工事における予定価格および2次評価点等の設定については、下記を想定している。

(1) 予定価格の設定

最終技術提案書の技術評価点が高い者の技術提案を踏まえて、予定価格を定める

(2) 価格評価点の設定

価格評価点は次式により算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点満点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(3) 低入札基準価格の設定

低入札基準価格は、段階選抜者の見積に基づく予定価格相当額から75%から92%までの範囲内で、段階選抜者ごとに下記の算定式で定める。

$$\text{低入札基準価格} = (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 1.1$$

(4) 落札者を決定する2次評価点の設定

落札者を決定する2次評価点は次式により算出する。

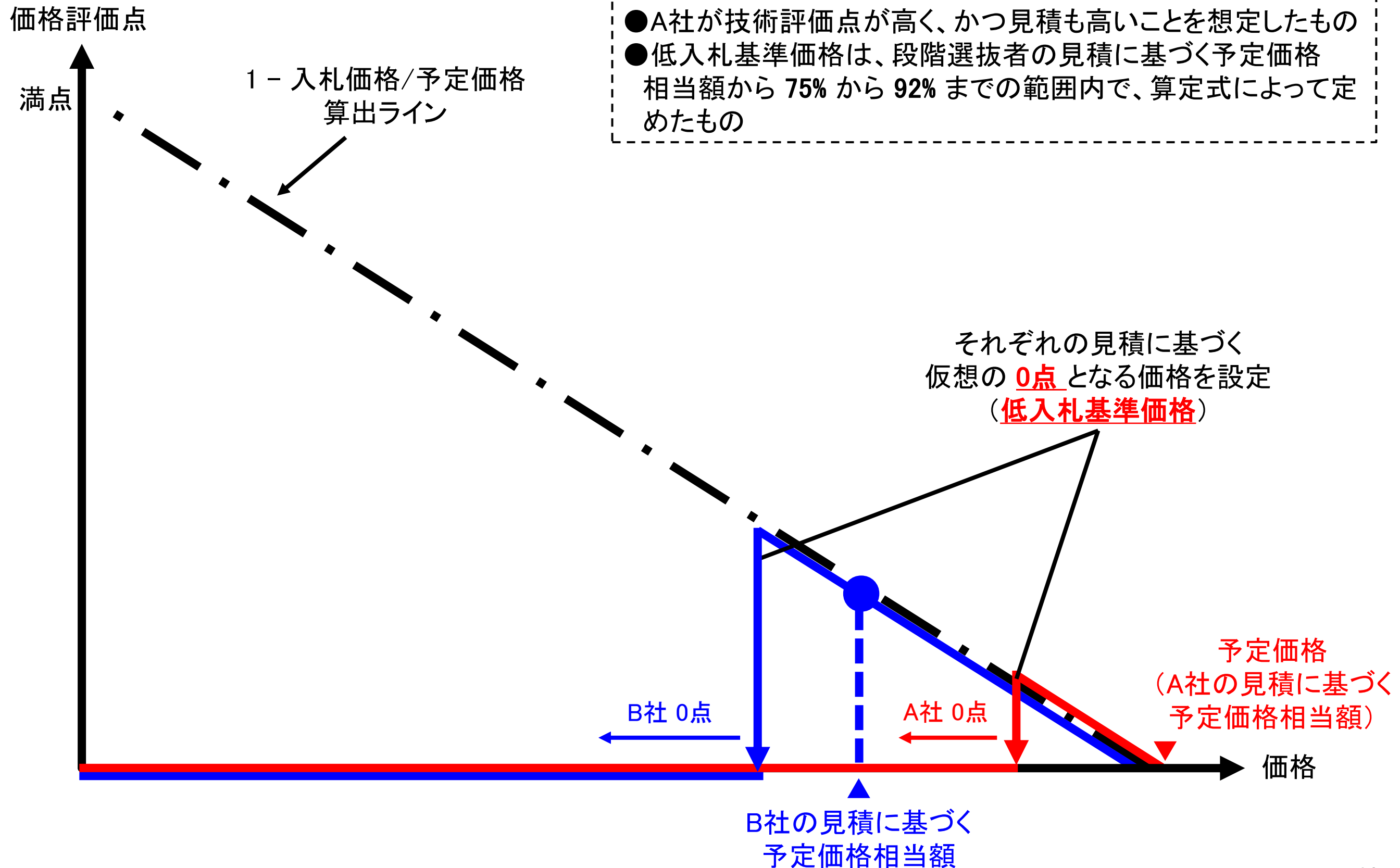
$$\text{2次評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

入札価格が低入札基準価格以下であった場合は、価格評価点を0点とする。
最終詳細工事費内訳書の内容が価格等ヒアリングと大幅に異なる場合は、最終詳細工事費内訳書の再提出を求める場合がある。

価格評価点の設定

各工事における価格評価点の設定については、下記を想定している。

- A社が技術評価点が高く、かつ見積も高いことを想定したもの
- 低入札基準価格は、段階選抜者の見積に基づく予定価格相当額から 75% から 92% までの範囲内で、算定式によって定めたもの



本日の説明内容

(1)事業概要

(2)契約手続

(3)競争参加資格および技術提案

上記について、本日時点での(案)をご説明するものです。

工事の競争参加資格要件【共同企業体構成要件】(案)

本事業の競争参加資格要件(案)は、以下を想定している。

<①常盤橋地区トンネル工事>

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則(平成23年準則第1号)第73条の規定(競争参加不適格者)に該当しない者であること。
- (2) 別途定める「①土木工事を施工する者」及び「②鋼橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体、特定共同企業体(以下「特定JV」という。)又は該当する要件を全て満たす者により構成される互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体(以下「異工種JV」という。)であること。
特定JVの構成員の総数は最大3者とすること。
異工種JVの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」とし、各工事種別を担当する構成員は「土木工事」においては、最小1者、最大3者、「鋼橋工事」においては、最小1者、最大2者とすること。構成員の総数は最小2者、最大5者とすること。なお、異工種JVの構成員のうち1者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
- (3) 特定JV及び異工種JVの構成にあたって、土木工事を施工する者のうち、当該点数が2,000点以上の者は1者まで、鋼橋工事を施工する者のうち、当該点数が1,700点以上の者は1者までとする。

＜①常盤橋地区トンネル工事＞

- (4) 2007年度以降に、以下に掲げる工事の実績(元請に限る。)を有すること。なお、共同企業体の構成員(代表者を含む。以下同じ。)としての完工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。
- ア 単体又は特定JVの代表者若しくは異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。
- イ 特定JVの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
- ①土木工事を施工する者
- ・床付け深さ15m以上かつ内空幅10m以上の開削工法で構築された道路または鉄道トンネルの施工
 - ・非開削工法(山岳部におけるNATM、シールド、推進工を除く)で構築された道路または鉄道トンネルの施工
- ② 鋼橋工事を施工する者
- ・道路橋(歩道橋を除く)における鋼製橋脚または鋼上部工の架設

<②シールドトンネル工事>

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則(平成23年準則第1号)第73条の規定(競争参加不適格者)に該当しない者であること。
- (2) 下記の「①土木工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体又は特定共同企業体(以下「特定JV」という。)であること。
特定JVの構成員の総数は最大3者とすること。
- (3) 特定JVの構成にあたって、当該点数が2,000点以上の者は1者までとする。

※競争参加資格要件における求める工事实績については、検討中である

<③高速6号向島線接続地区上部・橋脚・基礎工事>

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則(平成23年準則第1号)第73条の規定(競争参加不適格者)に該当しない者であること。
- (2) 下記の「①土木工事を施工する者」及び「②鋼橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体、特定共同企業体(以下「特定JV」という。)又は該当する要件を全て満たす者により構成される互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体(以下「異工種JV」という。)であること。
特定JVの構成員の総数は最大3者とすること。
異工種JVの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」とし、各工事種別を担当する構成員は「土木工事」においては、最小1者、最大2者、「鋼橋工事」においては、最小1者、最大3者とすること。構成員の総数は最小2者、最大5者とすること。なお、異工種JVの構成員のうち1者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
- (3) 特定JV及び異工種JVの構成にあたって、土木工事を施工する者のうち、当該点数が2,000点以上の者は1者まで、鋼橋工事を施工する者のうち、当該点数が1,700点以上の者は1者までとする。

※競争参加資格要件における求める工事实績については、検討中である

本事業の技術提案について(案)は、下記を想定している。

(1)技術提案の範囲

- ・工事目的物の構造及び施工法も含んだ指定する範囲

(2)技術提案評価項目

- ①周辺環境への配慮(地上及び沿道環境、河川内施設への配慮・工夫等)
- ②現場条件への配慮(基本条件を踏まえた構造及び施工計画の配慮・工夫等)
- ③施工性に関する工夫(作業ヤード及び工程を順守ための工夫等)
- ④安全性への配慮(河川内施工における異常出水に対する配慮・工夫等)
- ⑤後工程に対する配慮(予定されている後施工内容を踏まえた配慮・工夫等)
- ⑥安全管理に関する工夫(影響構造物に対する工事中の状態把握及び管理手法の工夫等)
- ⑦品質確保に関する工夫(維持管理性を考慮した構造及び出来形管理への工夫等)
- ⑧環境への配慮(カーボンニュートラルへの取組)
- ⑨i-Constructionの推進(ICTの活用による生産性向上への取組)

(3)評価しない技術提案

競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すとともに、競争参加者に過度な負担をかけないように配慮するため、下記に該当する技術提案は評価しない

- ・工事延長、工事期間の変更等、施工条件の変更を伴う提案
- ・発注者が示す要求水準に対して過剰なもの
- ・効果が十分でない、または具体性がない提案

(4) 技術提案に関する事項

- ① 技術提案に当たっては、提案する施工方法の成立性、妥当性を確認したうえで、技術提案を行うこと。
- ② 提案する施工方法等は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいたものとするが、実施設計の結果見直すことがある。ただし、評価時において実験や試験・研究による追加検証の実施を見積り条件として付加することがある。
- ③ 技術提案が本事業に関連する資料で示される要件に対して過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より評価しない(※)。
(過度なコスト負担に該当するかどうかの判断は、使用目的、使用量、使用範囲、効果等を総合的に勘案)

(5) 技術提案内容の変更について

受注者は、修正技術提案書に記載した内容について遵守すること。なお、受注者の責めに帰す要因により、実施設計段階において、修正技術提案を履行できないと認められた場合は、競争参加を認めない。ただし、実施設計段階において条件変更等の提示を受けた場合は、技術提案の改善を行うことができる。

※過度なコスト負担を要する技術提案は、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとするれば、受注者の利益が損なわれるだけでなく、技術提案以外の部分で粗雑な施工につながる可能性があるため、評価しません。

- 事例：①追加ボーリングの実施等、設計図書以上の調査を行う提案や交通規制時の交通監視員等の増員の提案等、現地状況によって設計変更で対応すべき提案
②出来形管理、品質管理における管理頻度・箇所増加、規格値などを過度に厳格化する提案
③要求水準に対して過剰な設備投資、要員増、過剰な材料の使用・工法の適用に関する提案

工事の競争参加資格要件【技術者の拘束緩和】

配置予定技術者※¹の拘束緩和は、下記を想定している。

- (1) 配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。なお、工事契約前の実施設計の業務完了後、配置予定技術者の追加及び削除を認める。ただし、記載する全ての配置予定技術者は各々が要件を満たしていなければならない。
- (2) 主任技術者または監理技術者は、工事契約日の翌日以降、配置期間が5年経過した者に限り、配置技術者の要件を満たしていれば、変更を認める。原則、交代時点において6ヶ月以上当該工事に従事している者とするが、当該工事に専任で従事していた者であれば1ヶ月以上従事していればよい。
- (3) 契約責任者は、主任技術者または監理技術者の交代時点において、以降の残工事に合わせて、配置技術者の要件を緩和できるものとする。
- (4) 設計技術者※²は、入札手続き中に提出された様式に記載のないものでも、配置技術者の要件を満たしていれば、契約責任者の承諾を得たうえで変更することができる。なお、上記に関わらず、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由でやむを得ず変更する場合には、契約責任者の承諾を得た上で、配置予定技術者を変更することができる。

※¹ 配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計照査技術者、設計担当技術者を対象としている

※² 設計技術者は、設計管理技術者、設計照査技術者、設計担当技術者を対象としている

概略契約スケジュール(案)

本事業の契約手続の概略スケジュール(案)については、下記を想定している。

<①常盤橋地区トンネル工事>

2022年4月下旬	手続開始の公示
2022年4月下旬	技術提案書作成説明会
2022年4月下旬	質問書受付開始
2022年5月中旬	質問書回答
2022年5月下旬	競争参加資格確認申請書提出
2022年6月下旬	技術提案書等提出要請
2022年8月下旬	技術提案書及び技術提案に係る直接工事費提出
2022年8月下旬	技術提案者による技術提案書の説明
2022年8月下旬～9月下旬	技術ヒアリング
2022年9月下旬	改善された技術提案書、技術提案に係る修正直接工事費提出
2022年9月下旬～11月上旬	技術審査・評価
2022年11月上旬	段階選抜者の選定、実施設計見積書提出
2022年11月中旬	実施設計契約締結(約2ヶ月後に概算工費内訳書提出)
2023年11月～12月	価格等ヒアリング(見積条件合意書締結)
2023年12月下旬	最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書提出
2024年3月下旬	入札
2024年4月上旬	工事契約締結(請負代金内訳書に記載された単価を合意)
2024年7月上旬	工事着工予定

上記スケジュールは契約手続の進捗により変更する場合がある

概略契約スケジュール(案)

<②シールドトンネル工事>

<③高速6号向島線接続地区上部・橋脚・基礎工事>

2022年度2/四半期	手続開始の公示
2022年度2/四半期	技術提案書等提出要請
2022年度4/四半期	段階選抜者の選定、実施設計契約締結
2023年度3/四半期	最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書提出
2023年度4/四半期	入札

上記スケジュールは契約手続の進捗により変更する場合があります